

## 平成28年度 第4回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成29年1月16日（月）  
午後2時00分～3時00分
- 2 場所 流山市役所第2庁舎3階 306会議室
- 3 出席委員  
小島会長 鎌田委員 鈴木（れ）委員 鈴木（孝）委員 中委員  
大野委員 新屋敷委員 奥野委員 上平委員 米澤委員 栗飯原委員  
小泉委員 小林委員 山名委員
- 4 欠席委員  
石塚委員 大津委員 平原委員
- 5 事務局  
宮島健康福祉部長 矢口健康福祉部次長兼社会福祉課長  
横山高齢者生きがい推進課長 菊池介護支援課長  
長谷川児童発達支援センター所長 石井子ども家庭課長  
古林社会福祉課健康福祉政策室長 高橋健康福祉政策室主任主事
- 6 傍聴者  
なし
- 7 議題
  - (1) パブリックコメントの結果報告
  - (2) 第3期流山市地域福祉計画の策定について（答申）
  - (3) 概要版について
  - (4) その他

### 8 議事録（概要）

（事務局：古林室長）

本日はお忙しい中、平成28年度第4回流山市福祉施策審議会にご出席頂きましてありがとうございます。皆様には通知しておりますが、昨年11月25日に委員の杉田修司さまが、お亡くなりになりました。定年以降、地域のためにと、これまで民生委員・児童委員、地区社協の役員をはじめボランティア等、

幅広くご活躍されました。ここに福祉施策審議会より、1分間の黙とうをささげたいと思います。ご協力お願いいたします。

(事務局：古林室長)

ご協力ありがとうございました。それでは、こちらのホワイトボードにありまず会議次第に基づき、これより小島会長より議事を進めていただきます。時間は午後3時30分迄を予定していますので、よろしくをお願いいたします。

(小島会長)

会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は14名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。今回は傍聴者が見えておりませんが、会議中、希望者が見えた場合には、会議の傍聴について、あらかじめご了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。パブリックコメントの結果についてです。昨年、10月3日の平成28年度第1回流山市福祉施策審議会では、「第3期流山市地域福祉計画の策定について」の諮問を受け、これまで10月24日、11月2日と合わせて、3回にわたり審議を行いました。その後、庁内での手続き、議会への報告を経て、11月21日から12月20日の間、パブリックコメントを行いました。それでは、パブリックコメントの結果報告について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：高橋)

資料に沿って、パブリックコメントの結果報告について説明。

(小島会長)

パブリックコメントの結果報告について、事務局に質問等ありますか。

(上平委員)

4番目と8番目の意見で、色々な講座に参加したいとあるが、市の方でも様々な講座を開催していると思います。講座の一覧を年度の最初に公開したり、紹介したりするページ等はあるのですか。

(事務局：矢口健康福祉部次長)

講座については、市民の方10名以上からの要請があれば、市民出前講座と

いうのを行っております。この件に関しては公表しております。実際に、市民の皆様が参加したいなと思った時に、検索できるようにホームページ等でお知らせしております。今後もこのようなご意見に対しては、市の方ではホームページや広報等で各種講座のご案内ができるようにPRに努めていきたいと思っております。

(上平委員)

出前講座は私も存じていますが、それ以外にも講座を行っていると思います。色々な分野の講座があり、全体像が掴みづらいので、ホームページで全体像が解るようなページを作ってください、関心のある人はそのページにアクセスするという風にすれば良いと思います。それぞれの部署で講座を行っているからなかなか難しいと思いますが。

(事務局：矢口健康福祉部次長)

各種講座は、各担当課が年次計画を立てまして、いつの時期にどこで行うか、予算や講師はどうするか等の兼ね合いもあるために、それぞれの部署のホームページやその時期の広報等に掲載して、お知らせをさせていただいています。しかし、年間の各種講座を一覧でお知らせするというのは、今後の検討課題とさせていただきます。

(小島会長)

その他にご質問ありますでしょうか。

(栗飯原委員)

5番目の意見で、自助というのは自分自身の身を守るという意味も含んだうえでの自助だと私は思っていたのですが、意見を書いた人には伝わらなかったようで、どのようにお考えですか。

(事務局：矢口健康福祉部次長)

確かにおっしゃる通りですが、ご意見としてありましたので、市としましては本来、自分自身の身を守ったうえで地域福祉の活動をしていく事が大前提である、という事であえてその部分には、計画の中でも触れていません。そのため、その部分は表現的にやんわりとお知らせしようと思います。市の見解として、先ほど事務局から説明したように計画には修正を加えません。ただし、ご意見をいただいた方には回答をする必要がありますので、より解りやすい表現で回答したいと思います。

(上平委員)

5番目の意見で、自分の身を守るというのはフィジカルの面で、例えば暴漢に襲われる等を意味しているのか、それともいわゆる自助という意味でおっしゃっているのか解りにくいと思うのですが。

(事務局：矢口健康福祉部次長)

ご意見の中で、まずは自分自身を守るために知識向上などをした上で、助け合いが良い。助ける側の負担軽減になります、という表現がされていますので、災害があった時に助けられる側の立場になった場合、まずは自分自身の身を守って、健康体でいられる事が助ける側からすると負担の軽減につながるというご意見だと事務局の方では考えております。確かに、直接的な表現というのは計画ではしておりませんが、様々な地域福祉の活動を通して、市民一人一人の意識や知識の向上、活動者の利点につながるような計画の内容になっておりますので、その辺についてはお示しできるのかなと思います。

(鎌田委員)

私も、専門職として災害時にどのように行動するかという研修に参加した時に、講師の方から地震等の災害時にはどうしますかと質問がありました。一人暮らしの方の安否を確認しますとか、職員の安否を確認しますとか、パソコンの資料が無くなっていないか確認しますという答えが多くありました。しかし講師の方は、まず自分の身を守ることが大事ではないですかとおっしゃり、自分の身を守れていないと他の方を助けることもできませんので、そういう立場になったら自分の体を直接守ることが第一で、それを抜かしてはいけませんという研修でした。この意見を出した方もそういう事をおっしゃっていて、まず皆さんが災害時には自分の身を守る行動をしないと、その後の事も始まらないとおっしゃっていて、その部分を記載したらどうかという意見ではないのかなと私は思いました。

(小島会長)

その他にご質問ありますでしょうか。

(小林委員)

9番目の意見で、もっと気軽な相談支援をしてほしいとあります。流山市の子育て支援センターは各保育園に委託されていて、私も利用したことがありますが、支援センターの保育園によって支援の内容にばらつきがあって、ただフ

ローアを開放している所や親身に相談にのってくれる所もあります。相談事業の充実ということで、ある程度のレベルを保つために担当者が訪問したり、保育園からの相談を受けたりはしているのでしょうか。

(事務局：石井子ども家庭課長)

まず、年に2回担当者レベルでの研修を行っておりまして、各支援センターとの職員と話し合いの場を設けています。また、昨年度は全ての支援センターへの訪問を行いました。今年度は、相談事業の充実があまりされていない支援センターには、運営側の方と話し合いまして改善をお願いしています。また、今年から子育て支援員研修を実施しておりまして、子育て支援センターに従事する職員の希望者が多くいます。そういった方へ研修を行って、人材の活用に繋がりたいと思っています。今後も人及び内容の充実に力を注いでいきたいと思っています。

(事務局：宮島健康福祉部長)

補足させていただきます。今回、諮問をさせていただいた地域福祉計画は繰り返しますが、福祉に関する諸計画を総括する計画という位置づけです。来年度、いくつかの計画が見直しの時期になりますがその中の1つに、子ども・子育て支援総合計画も含まれておりますので、今回のような形式あるいは、子ども・子育て支援総合計画そのものの見直しにかかるパブリックコメント、子ども子育て会議における審議等を経ていきますので、今回のご意見を参考にしながら、過去3ヶ年の経過を総括しながら残り2ヶ年の計画に総合的な修正を加えていくという事を来年度に計画しておりますので、念頭に置いていただければと思います。

(上平委員)

子育て支援センターは、各保育所に委託しているということですが、委託料というのはどうなっていますか。

(事務局：石井子ども家庭課長)

補助金で支出しています。

(上平委員)

補助金というのは、内容によって違いがあるのですか。一律ですか。

(事務局：石井子ども家庭課長)

週に何回実施しているかで違いがあります。1日の相談時間が5時間以上と決まっております、週3日型と5日型とによって金額が変わってきます。

(小島会長)

その他に、ご質問やご意見ありますでしょうか。

(事務局：矢口健康福祉部次長)

事務局の方から今後の予定を報告させていただきます。今後、このご意見に対して市の見解、考え方、計画の修正有無、修正の場合は何処を変更するのか、これらについては庁内で政策調整会議の庁議を経まして公表してまいります。そのタイミングに合わせまして、委員の皆様には公表するものと同じ内容のものをメールもしくは、郵送させていただきたいと思っております。

(小島会長)

特に無いようでしたら、答申案についての審議に移ります。これまでの議論を踏まえて、当審議会の考え方として、前回の会議で、答申案を検討しました。前回の審議会を確認させていただきましたが、これまで委員の皆様からさまざまなご意見をいただきながら、審議してきた結果、当審議会としては、基本的に市から諮問された事項について賛同するものとして、これまでの審議の結果を答申案に盛り込みました。前回の審議会以降、委員からの意見は届いていますか。

(事務局：古林室長)

ありませんでした。

(小島会長)

それでは、第3期流山市地域福祉計画の策定についての答申案を読みあげます。

<答申案を読みあげる>

(小島会長)

答申案について、委員の皆さまからご意見、ご質問があれば伺いたいと思います。

(栗飯原委員)

1点目の地域に関わるすべての人という部分で、関わるというのは誤解をされそうな文言ですので、地域にお住まいになるすべての人というような解りやすい文言にした方が良いのではないかと。また、同じ1点目の後段で一層、普及・啓発に努めてくださいとありますが、先ほどのパブリックコメントの7つ目の意見にあったように、広報活動についても市の方に努めていただけるよう、広報活動という文言を入れた方が良いでしょう。

(小島会長)

まず、1つ目の地域に関わるという文言については、前回の審議会でもご意見が出た部分でもあります。このすべての人・団体・事業所というのは単に流山市に住所のある人や事業所を指すのか、なんらかのかたちで流山市に関わっている人や事業所を指すのかという事でご意見があったかと思えます。この地域福祉計画は、地域に係る広い人々、団体、事業所を指しているという事で、必ずしも流山市に住所がある事に限定しないというご意見があったかと思えます。関わるという文言で、より広く、限定せず、多くの団体や事業所、流山市に関わっている方々の力を得るということで、このような文言になっています。

最後の普及・啓発に努めてくださいという部分ですが、広報やパブリックコメントではポスター掲示のご意見等がありますが、そういった広い意味での広報、ネットも含めまして、それからチラシであったり、講演会での折に地域福祉計画にふれるものであったり、そういった全てのものを含めて「より一層、普及・啓発に努めてください」という文言になっております。

(上平委員)

2点目の必要に応じて見直しを行ってくださいとありますが、現実的にも見直しを行った場合、どのような手続きを取るのでしょうか。実際にそういうことが起こりうるのですか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

流山市の地域福祉計画の構図を思い出していただきたいのですが、まず市の最高計画として総合計画があります。その見直しが31年度で計画の期間が終了するのに合わせまして、各種福祉計画もその総合計画に位置付けられて展開をしていく事になります。従って、総合計画の中で市の求めている方向性が大きく変わるようなことがあれば、当然今回の計画にも影響を及ぼします。その場合には、他の計画も含めましてその時勢にあったもの、あるいは将来流山市が変化していくような際には、見直しの機会があるのかなと思えます。またもう1点は、大きく国の情勢が変わるといえるのは、現段階では考えにくいことで

ありますが、日本の経済情勢や文化が大きく変わった場合には諸計画を見直す事も当然必要になってくると思います。従いまして、必須要件で見直すという趣旨ではなく、その機会に応じた適宜な見直しの必要性は考えていくべきだと思っております。そのため、こういった答申をいただければ行政の方でも一体となって、総合計画の新たな計画の策定に向けて、こちらの計画の見直しが必要であれば作業を行い、審議会等にかけて進めていくという背景になるのかと思います。ですから、この答申は非常に大きなものだと思っております。

(栗飯原委員)

議会に計画を提案した場合、修正されることはあるのでしょうか。もし、修正になった場合、どこが変更になったかは知らせていただけるのでしょうか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

議会の中で議決を必要とする計画は、総合計画と限定されています。ですからこの計画は、報告義務ということになります。従いまして、市長の執行権裁量の中で計画は策定していきます。その背景には社会福祉法等があるということです。ですから、議会から修正等を求める場合として、すでにパブリックコメントを実施する前の段階で議会に諮っており、その時点で修正等のご意見はいただいております。そのため、今回の答申を基に成案として市長が策定を決定すれば、そのまま進んでいきます。

(小島会長)

その他に、ご質問やご意見ありますでしょうか。それでは、答申書について賛同して頂きましたので、これを成案としてよろしいでしょうか。

<異議なし>

(小島会長)

「第3期流山市地域福祉計画の策定について」はこれをもって答申書とさせていただきます。この答申書については、後ほど私と鎌田会長職務代理者で、井崎市長の代理の石原副市長に提出させていただきます。質問等、無いようでしたら、概要版について事務局からお願いします。

(事務局：高橋)

資料に沿って、概要版の説明。

(小島会長)

事務局に質問、意見等ありますか。

(小林委員)

市役所、関係機関の相談窓口という所で、保健センターは記載しないのでしょうか。

(事務局：高橋)

健康増進課というのが保健センターになりますので、括弧書きで記載するようにいたします。

(山名委員)

裏面の真ん中にある共助の部分で、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携とあるが、他にも連携する機関はあると思うので、等と1語加えた方が良いと思います。それと、例えば高齢者の方で自分が活動できる場所を知りたいなど思った場合に、社会福祉協議会なのか、高齢者生きがい推進課なのか解りにくいので、そういうのをトータルに把握している部署はどこになりますか。

(小島会長)

まず、第一の窓口になるのは何処かということですね。

(事務局：矢口健康福祉部次長)

高齢者ということで、市役所であれば高齢者生きがい推進課、関係機関では流山市社会福祉協議会でもご案内はできるかと思います。ただ、総括的に考えますと高齢者なんでも相談室が市内4ヶ所にあります。本来は、地域包括支援センターということですが、昨今、名称が解りやすい高齢者なんでも相談室へとなりました。ですので、市内4ヶ所の相談窓口の方に連絡いただければ、ご要望に沿った適切なご案内ができるかと思います。

(上平委員)

地域のチカラという3つの絵の公助の部分で、地域における見守りや支え合い活動を推進するとあります。推進するのは地域や市民であって、行政は支援するという表現の方が良いと思います。推進するとなると、行政がリーダーシップをとって行うのかと思われるので、あくまでも行政はサポートする側であ

り、実際に行うのは自治会や団体であるので、推進より支援という表現が良いと思います。

(事務局：矢口健康福祉部次長)

公助の部分については、推進から支援へと変更させていただきます。

(上平委員)

2つ目に、電話番号が記載されていますが、電話を掛ける側としては相談があれば四六時中掛けたいものだと思います。しかし、土日や祝祭日は繋がらないと思うので、電話番号を記載するならば対応時間や休日の場合の対応先等も記載した方が良いと思います。

(栗飯原委員)

先ほどの高齢者なんでも相談室の電話番号は記載していないのですか。

(事務局：矢口健康福祉部次長)

高齢者なんでも相談室の枠の下に、市内4ヶ所それぞれの電話番号が記載してあります。こちらは土曜日でも受付しております。上平委員からご指摘のあったように、相談窓口の対応時間等の記載は検討させていただきます。

(栗飯原委員)

休日の対応というのは難しいものですか。

(事務局：矢口健康福祉部次長)

緊急を要する場合、例えば社会福祉課ですと生活保護の方の生死にかかわる内容であると、24時間365日、私のところに警察や消防から連絡が入るようになっております。ただ、こちらの相談窓口ですと庁舎がお休みですので、総合窓口で守衛室へと繋がります。守衛さんから各担当課長へと繋げる場合があります。

(小島会長)

その他に質問、意見等ありますか。質問等、無いようですので事務局からお願いします。

(事務局：古林室長)

今後の予定について、年度内は今のところありません。来年度改めて、開催

等のご案内を配布させていただきます。よろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

(上平委員)

日経新聞にて、流山市の人口が18万人を超えるのが今年になってからだと予想されていたのが、昨年12月に18万人となり「母になるなら」というキャッチフレーズも困っているのではないかという記事がありました。事実はそのようであるが、読み方によっては対応が遅れていると思われる記事で、記事の内容について事前に通知はあるものなのですか。それとも勝手に載せられるものなのですか。

(事務局：矢口健康福祉部次長)

市として削ってもらいたい部分があったとしても、検閲の禁止というのが法律上ありますので、報道側にそれは検閲の禁止に抵触しますと言われてしまいます。行政側として記者クラブに提供する情報は、あくまで基本情報です。ただし、それに対して書く側が自分たちで集めてきた情報を校正にかけて掲載するのには、中身について事前に通知されることはありません。私たちも歯がゆい部分がありますが、これは止むを得ないことと思っております。

(小島会長)

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。

(事務局：古林室長)

小島会長には、議事進行ありがとうございました。以上をもちまして、平成28年度第4回流山市福祉施策審議会を終了させていただきます。